

Bizストレージ ファイルシェア 契約規定

第1章 総則

(規定の適用)

第1条 エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社（以下「当社」という）は、以下の条項によりBizストレージ ファイルシェア契約規定（以下「本規定」という）を定め、別紙に明示する基本仕様書（以下「基本仕様書」という）に基づき、契約者に対してBizストレージ ファイルシェア（以下「本サービス」という）を提供する。

(規定の変更)

第1条の2 当社は、本規定及び基本仕様書を変更することがある。本規定が変更された後の本サービスに係る料金その他の条件は、変更後の規定によるものとする。

2 当社は、本規定を変更する時には、第27条に指定する方法に従い、契約者に対して、変更の内容について通知する。変更の内容については、通知した時点をもって効力が生じるものとする。

(用語の定義)

第2条 本規定において使用する用語は以下のことを意味する。

- (1)「本サービス」とは、当社が契約者に対し、本規定に基づき使用を許諾する次号に定めるシステムを使用して、インターネット上における、第4号に定める本機能を契約者の会員向けに提供する当社のBizストレージ ファイルシェアをいう。
- (2)「本システム」とは、契約者が本サービスを利用するために、本規定に基づき当社が契約者に使用許諾するサーバ設備及びネットワーク設備をいう。
- (3)「本サイト」とは、契約者が次号に定める本機能を契約者の会員へ提供することを目的として、インターネット上で運営しているサイトをいう。
- (4)「本機能」とは、当社が本サービスで提供するディスク等を含む、当社により企画、制作及び提供される機能をいい、基本仕様書に記載のとおりとする。

(規定の範囲)

第3条 本規定は契約者と当社との間の本サービスに関する一切の関係に適用するものとする。

2 当社が本サービスの円滑な運用を図るため必要に応じて契約者に本規定において別途定める方法により通知した本サービスの利用に関する諸規程は、本規定の一部を構成する。

第2章 本サービスの内容及び料金

(本サービスの内容)

第4条 契約者は、本サービスの利用期間中、本サービスを利用して、本機能をエンドユーザー向けに無償又は有料で提供することができるものとする。

2 当社は、当社の責任と負担により善良な管理者の注意をもって、本サービス及び本システムを維持・運用するものとし、契約者に対し、本サービスの利用期間中、以下の条件の範囲内で、本システムを本規定に記載の目的及び方法で使用する譲渡不能な非独占的使用権を許諾する。

- (1) 本システムの範囲及びその機能仕様は、基本仕様書に記載のとおりとする。
- (2) 当社が行う本システムに関する維持・運用の内容は、基本仕様書に記載のとおりとする。
- (3) 同一の契約者が本機能を提供する会員から本サービスへのアクセスが集中した場合、他の契約者の本サービスの利用の確保のため、当社は、当該契約者に係る会員の本サービスへのアクセス数に上限を設定することがある。

3 契約者は、本サービスの利用に際し、基本仕様書に記載の禁止事項を遵守するものとする。

4 当社は、当社の責任により基本仕様書に定められた運用業務の一部又は全部を第三者に委託することができるものとする。

(本サービスの対象外の事項)

第5条 以下の各号に該当する事項は本サービスの対象外とし、契約者の判断と責任で処理するものとし、当社はいかなる責任も負わないものとする。

- (1) 本サービスを利用するために必要な本システム以外のコンピュータ端末、通信機器、通信回線その他のネットワーク設備の保持・管理、及び、コンテンツの保持・管理
 - (2) 以下の事由による本サービスの中断・障害からの復旧
 - ① 前号の機器・設備又はコンテンツに起因する中断・障害
 - ② 契約者の不適切な使用、その他契約者の責に帰すべき事由に起因する中断・障害
 - ③ 第三者の故意又は過失に起因する中断・障害
 - ④ 停電、火災、地震、労働争議等の契約者、当社いずれの責にも帰しがたい事由に起因する中断・障害
 - (3) 前2号の他基本仕様書で当社の責任と明記されていない事項
- 2 前項に定める本サービスの対象外の事項について、契約者が当社にサービスの提供を求めるとき、その提供条件（範囲・時期・金額等）について両者間で別途協議し、両者の書面による合意をもって実施する。

- 3 本サービスの対象外の事項に起因して又は契約者の希望により、当社が以下の各号に定める行為を実施する必要がある場合、これに要する費用は契約者の負担とする。
 - (1) 本システムの範囲及びその機能仕様の変更
 - (2) 本システムに関する維持・運用内容の変更
 - (3) 第1項第2号に定める事由による故障申告に基づく本サービスの不具合の回復

(本サービスの申込方法)

第6条 本サービス利用の申込みをするときは、当社所定の手続きに従って申込みを行うものとする。

- 2 前項の申込がなされて、当社が承諾することにより、契約が成立することとする。但し、次に掲げる事項に該当する場合には申込みを承諾しない場合がある。
 - (1) 当社所定の申込み手続きに従わない場合
 - (2) 本サービスの提供にあたり、業務上又は技術上の問題が生じる、又は生じるおそれのある場合
 - (3) その他当社が不相当と判断した場合

(本サービスの利用料金)

第7条 本サービスの利用料金（以下「利用料金」という。）は、毎月の本サービスの基本料金及びオプション料金の合計額に消費税を加えた額とする。なお、その詳細については、基本仕様書に記載のとおりとする。

(本サービスの最低利用期間)

第8条 本サービスの最低利用期間は、当社が契約者へ通知するサービス開通案内に記載されたサービス開通日（以下「サービス開通日」という）から起算して6ヶ月間とする。ただし、お手軽導入プランに限り、本サービスの最低利用期間はサービス開通日の翌月1日から起算して3ヶ月間とする。

- 2 前項の最低利用期間内に契約者の事情により契約が解約された場合、契約者は最低利用期間の残余期間に対応する利用料金に消費税相当額を加えた額を、当社が定める期日までに支払うこととする。その際の利用料金は、解約月の利用料金にて算出する。
- 3 第6条に定める申込みによる契約成立以降、サービス開通日までの期間において契約者の事情により契約が解約された場合、本条1項に定める最低利用期間に対応する利用料金に消費税相当額を加えた額を、当社が定める期日までに支払うこととする。その際の利用料金は、契約成立時の月額利用料金にて算出する。

(契約品目の変更)

第9条 契約者は、当社に対し本サービスの契約品目の変更を請求することができるものとする。

- 2 前項の場合、契約者は、当社所定の変更届を提出し、当社が本サービスの設定を行い、当社が契約者へ通知するサービス変更案内に記載された日から品目変更されるものとする。
- 3 本条第1項により利用料金が増加する変更を実施した場合、当月中に減額する変更はできないものとする。
- 4 本条第1項により契約品目を変更する場合、当社は、契約者に対し、基本仕様書に記載の品目変更料金を請求するものとする。
- 5 第8条に定める最低利用期間内には、本条第1項の変更は、利用料金が増加するもののみを可能とし、利用料金が減額する変更はできないものとする。

(利用料金等の請求及び支払)

第10条 当社は、毎月の利用料金に消費税相当額を加えた金額をその翌月5日（但し当日が当社の休業日である場合は翌営業日）までに、契約者に対し請求する。

- 2 第5条第2項又は同条第3項により特別に料金を請求する場合には、当社が指定する方法にて当社から契約者に請求するものとする。
- 3 契約者は、当社が本条第1項及び第2項の請求書を発行した日から45日以内（但し、当日が当社の休業日である場合は翌営業日）に、当社の指定する方法により請求額を支払うものとする。なお、支払いに係る手数料は全て契約者の負担とする。
- 4 前項の支払期日が経過しても請求額の支払がない場合、契約者は、支払期日の翌日から完済まで年14.5%の割合による支払遅延利息を支払うものとする。
- 5 当社から契約者に、事実と異なる請求がなされた場合、その支払請求書を訂正のため契約者が当社に返付した日から訂正された支払請求書を契約者が受理した日までの期間は、契約者の支払約定期間に算入しないものとする。

(本サービス内容の変更)

第11条 当社は、本システムの仕様、本サービスの内容、利用料金等のサービス内容を変更することができるものとする。かかる変更がなされる場合には、当社は、第27条に指定する方法に従い、緊急でやむを得ない場合を除き、当社の指定する変更効力発生日の30日前までに契約者へ通知することとする。但し、利用料金の増額変更については、以下の事由に基づき相当な範囲内で行うものとする。

- (1) 物価の上昇・経済事情の変動等により、現行の利用料金が不相当になったとき
- (2) 本サービスの内容又は本システムの機能等が拡充もしくは追加されたとき
- (3) 本サービスの技術上、運営上、その他の事情により、利用料金の増額についてやむを得ない合理的な理由があるとき

第3章 当社の責任

(故障の申告)

第12条 契約者は本サービスの中断・障害等の不具合を発見したときは、不具合状況を可能な限り特定し、不具合発生時と同様の状況下で当該不具合が再現されることを確認の上、その旨を当社に通知するとともに、不具合に関して契約者の知り得た情報を当社に提供する。

- 2 前項の通知における契約者の連絡先は、申込書に記載されたシステム管理者とする。また、当社の連絡先は、基本仕様書に記載のヘルプデスクとする。

(故障の回復通知)

第13条 当社は、前条に定める本サービスの不具合が回復した時は、契約者に回復の状況と回復時刻を速やかに通知するものとし、また、故障内容についても速やかに契約者に報告する。

(本システムの修補責任)

第14条 当社は、正常な作業環境の下で、本システムが基本仕様書に記載した機能仕様どおりに動作しない場合又は本システムに故障が発生した場合、速やかに修補する。但し、動作しない原因が基本仕様書の記述内容の不正確・不明瞭等に起因する場合は、本システムの修補に代えて当該記述内容を修補する。

- 2 当社は、前項に定める機能仕様に合致しない動作又は故障の原因が以下の各号に該当する場合、当社はいかなる責任も負わないものとし、契約者の依頼により修補、改良または機能の追加等を行った場合には、当該作業に要した費用を契約者に請求できるものとする。
 - (1) インターネットそのもの又は契約者社内システムによる不具合である場合
 - (2) 基本仕様書に定める機能仕様に定義しておらず、本来本システムが有しない機能である場合
 - (3) 契約者が本規定、基本仕様書を遵守しないことが原因である場合
 - (4) 前各号の他、当社の責によらずして発生した事象が、本システムの正常な動作を妨げる原因である場合
- 3 本条の規定は、当社の故意または重過失による場合を除き、本システムの利用に関して当社が契約者に対して負う一切の責任を規定したものである。当社は、当社の故意または重過失による場合を除き、本システムの利用に関して、明示又は暗示を問わず、本条の責任以外にはいかなる責任も負担しないものとする。

(第三者の権利侵害に対する補償責任)

第15条 当社は、第三者から本サービスが第三者の権利を侵害している旨の警告等を受けた場合、以下の各号に定める処置を選択することができるものとする。この場合、契約者はこれに従うものとする。

- (1) 従前どおり契約者に本サービスを提供する。
 - (2) 当該紛争に係る部分を当社の判断で同等の代用物と交換し本サービスと同等のサービスを提供する。
 - (3) 当該紛争に係る部分の契約者による利用を中止し、本契約を合意解約する。
 - (4) 第三者から使用権を取得し、本サービスを継続して提供する。
- 2 契約者は、第三者から本サービスが第三者の知的所有権を侵害している旨の警告等を受けた場合、その旨をすみやかに当社に通知し、当社の行う権利防御等にできる限り協力し、契約者が当該紛争の当事者となった場合には、当該紛争の処理に関する当社の指示に従うものとする。契約者がかかる義務を履行することを条件として、契約者が当該紛争に関する確定判決又は当社が事前に承諾した和解に基づいて当該第三者に対し賠償金または和解金支払義務を負担した場合は、当社は、本サービスの利用料金の総額を上限として当該賠償金または和解金相当額を契約者に補償する。
 - 3 本条の規定は、当社の故意または重過失に起因する場合を除き、本サービスが第三者の知的所有権を侵害した場合に当社が契約者に対して負う一切の責任を規定したものである。当社は、当社の故意または重過失に起因する場合を除き、本条に定める責任以外には、契約者に対していかなる責任も負担しないものとする。

第4章 契約者の責任

(業務体制の整備等)

第16条 契約者は、本サービスの利用にあたり、自己の判断と責任で、以下の各号に定める事項を決定し処理するものとする。

- (1) 本サービスを適正に利用するために必要な契約者の環境の整備および維持
- (2) 契約者の管理する機器に記録されているデータ、情報等を保護する必要がある場合、その適切な処置

(ID及びパスワードの管理責任)

第17条 契約者は、本サイトにアクセスするためのID及びパスワード等を自己の責任において管理するものとし、その漏洩、使用上の誤り又は第三者による不正使用等より損害が生じても、当社は一切責任を負わないものとする。但し、当社の責に帰すべき事由による場合はこの限りではないものとする。

- 2 契約者は、本サイトの維持・運用に必要となる管理者用ID及びパスワード等を当社から与えられるものとする。契約者は、これを契約者の責任で管理し、本サイトの提供に必要なシステム管理業務を遂行するためにのみ使用するものとし、当該業務を行う契約者の従業員以外の第三者に開示・提供しないものとする。
- 3 契約者は、前項に従い当社が与えた管理者用ID又はパスワードの漏洩、使用上の誤り、第三者による不正使用等により、当社に損害が生じた場合には、これによって生じた一切の損害を当社に賠償する責を負うものとする。

(本サイトの維持・運用に関する責任)

第18条 契約者は、本サイトの維持・運用に対し責任を負うものとし、当社は、本サイトに対し、本システムの不具合・故障その他原因の如何を問わず、また、その発生時期を問わず、契約者その他いかなる者に対しても、いかなる保証も行わず、いかなる責任も負担しないものとする。

- 2 契約者は、本条の違反により生じた第三者からの一切のクレーム等については、当社を免責し、一切の責任を負うものとする。

(契約者の協力)

第19条 契約者は、本サービスの利用に関し、必要に応じて、基本仕様書に従って、本システムについて適切な操作環境ならびに動作環境を確保し、その他契約者当社別途協議の上、当社による本サービス提供に必要な処置を取るものとする。

- 2 契約者は、本サービスの正常な運用維持のため、本サービス利用に影響を与えるおそれのある契約者事業所内システムの大幅な変更又は追加を行う場合には、事前にその内容について当社に通知するものとする。
- 3 当社は、以下の各号の場合、契約者に対し、本サービスの利用に関する情報・資料等の提供を求めることができるものとし、契約者は、できる限りこれに協力する。ただし、契約者の機密にかかわる情報及び資料等の提供については、この限りではないものとする。
 - (1) 本システムの故障予防又は回復のため合理的な必要性がある場合
 - (2) 本サービスの技術的又は経済的機能向上のため契約者、当社両者が別途協議の上必要を認めた場合
 - (3) 前各号の他契約者、当社が別途協議の上必要と判断する相当の理由がある場合

第5章 その他

(システム管理担当者の業務)

第20条 契約者は、本サービスの利用に関して、システム管理担当者を選定し、書面で当社へ通知するものとする。システム管理担当者を変更する場合も同様とする。

- 2 前項に定めるシステム管理担当者は、以下の各号に定める事項を行うものとする。
 - (1) 本サービスに関する契約者、当社間の通知の授受及び必要な協議等を実行する。
 - (2) 本サイトの適切な運用を図るため、自社内における関係者に必要な指示を与える。
 - (3) 本サイトの適切な運用を図るため、自社の施設・設備等の整備に努める。
 - (4) 前各号他契約者、当社間で別途合意する事項

(秘密保持)

第21条 契約者及び当社は、本サービスの利用により知り得た相手方の販売上、技術上又はその他の業務上の秘密（本契約の内容、本サービスの基本仕様書の内容等を含む）を本サービス利用のためにのみ使用するものとし、相手方の承諾なしに第三者に公表し又は漏洩しないものとする。ただし、法令により情報の開示を求められた場合は、相手方に書面による通知のうえ、開示することができるものとする。以下各号の情報は本条の秘密に該当しないものとする。

- (1) 既に公知の情報及び開示後受領者の責めによらず公知となった情報
 - (2) 本サービスにより知り得た以前から保有していた情報
 - (3) 本サービスにより知り得た情報に依存せずに独自に開発・発見した情報
 - (4) 正当な権利を有する第三者から秘密保持義務を負うことなく適法に入手した情報
- 2 本条の規定は、本契約の終了後も3年間効力を有するものとする。

(知的所有権の帰属)

第22条 本システム及び本サービスにおいて当社が契約者に提供する一切の著作物（本規定、本サービスの基本仕様書等を含む）に関する著作権（著作権法第27条及び第28条の権利を含む）及び著作者人格権（著作権法第18条から第20条の権利をいう）並びにそれに含まれるノウハウ等の一切の知的所有権は、当社又はその他の正当な権利者に帰属する。

- 2 契約者は、本システム及び前項の提供物を以下の各号のとおり取り扱うものとする。
 - (1) 本サービスの利用目的以外に使用しないこと。
 - (2) 複製・改変・編集等を行わず、また、リバースエンジニアリング、逆コンパイル又は逆アセンブルを行わないこと。
 - (3) 営利目的の有無を問わず、第三者に貸与・譲渡・担保設定等しないこと。
- 3 本条の規定は、契約の終了後も効力を有するものとする。

(当社による本サービスの一時停止及び契約の解約)

第23条 当社は、契約者が以下の各号のいずれかに該当する場合、事前に又は緊急の場合は事後に書面で通知し、本サービスの全部又は一部の提供を一時停止し、また、催告後も催告期間内に改善されないときは契約を解約できるものとする。

- (1) 自己振出の手形又は小切手が不渡処分を受けた場合、差押え、仮差押え、仮処分若しくは競売の申立があった場合又は租税滞納処分を受けた場合、破産、会社整理開始、会社更生手続開始若しくは民事再生手続の申立があった場合又は清算に入った場合、解散又は営業の全部若しくは重要な一部を第三者に譲渡しようとした場合、その他財産状態が悪化し又はその恐れがあると認められる相当の事由がある場合
 - (2) 本サービスの運営を妨害し又は相手方の名誉信用を毀損した場合
 - (3) 本規定に著しく違反した場合
- 2 当社は、以下の各号のいずれかの事由が生じた場合、契約者に対し事前に又は緊急の場合は事後に通知し、本サービスの全部又は一部の提供を一時停止できるものとする。
 - (1) 本システムの保守点検等の作業を定期的に又は緊急に行う場合
 - (2) 本システムに故障等が生じた場合
 - (3) 停電、火災、地震、労働争議その他当社の責に帰すべからざる事由により本サービスの提供が困難な場合
 - (4) 当社の設備を不正アクセス行為から防御するため必要な場合
 - (5) 前各号他本システムの運用上又は技術上の相当な理由がある場合
 - 3 天災地変その他の不可抗力により、本システムの全部もしくは一部が滅失し又は破損し、本システムの使用が不可能となり、かつ、修復の見込みがない場合、当社はその旨を契約者に通知して本契約を解約することができる。
 - 4 本条により本サービスが一時停止し、又は契約が解約された場合でも、本規定に特別の規定がある場合を除き、当社は、契約者その他いかなる者に対しても、いかなる責任も負担しないものとする。なお、契約者は、本条第3項により契約が解約された場合には、第8条に定める本サービス利用期間の残存期間分の利用料金を当社に支払う義務を負わないものとする。

- 5 契約が契約者の責に帰すべき事由により解約された場合、契約者は、当社に対し、第8条に定める最低利用期間の残存期間分の利用料金に相当する金額の金員を違約金として支払うものとする。
- 6 契約が当社の責に帰すべき事由により解約された場合、契約者は、第8条に定める本サービス利用期間の残存期間分の利用料金を当社に支払う義務を負わないものとする。

(契約者による契約の解約)

第24条 契約者は、当社に対し5営業日以上前に当社指定の書面で通知し、契約を解約できるものとする。解約にかかる利用料金については基本仕様書に記載のとおりとする。

- 2 本条第1項により契約が解約される場合、当社が契約者へ通知するサービス解約案内に記載された日を解約日とする。

(本サービス終了時の処理)

第25条 契約が期間満了、解約により終了した場合、契約者は、本システムを一切使用できないものとし、当社から提供された一切の物品(本サービスの基本仕様書等を含む)を直ちに当社に返還するか又は当社の指示に従って廃棄してその旨の証明書を当社に交付する。

- 2 契約が終了した場合、第24条第2項に定める解約日を経過してなお本サービスに登録されているデータ等は全て当社の責任において削除できることとする。

(損害賠償)

第26条 契約者が、本規定の違反により当社に損害を与えた場合、契約者は、当社が被った通常の直接損害を賠償する責めを負うものとする。

- 2 契約者が本サービスの利用により第三者に対し損害を与えた場合、契約者は、当社の責に帰すべき事由による場合を除き、自己の責任でこれを解決し、当社にいかなる責任も負担させないものとする。
- 3 当社は、本規定に特別の規定がある場合および当社の責に帰すべき事由による場合を除き、本サービスの利用により生じる結果について、契約者その他いかなる者に対しても、本システムの不具合・故障、第三者による本システムへの侵入、商取引上の紛争、その他の原因を問わず、いかなる責任も負担しないものとする。
- 4 当社が契約者に対し損害賠償責任を負う場合、当社が負担する賠償金の累積額は、契約者が当社に支払った本サービスの利用料金の直近6ヵ月分の合計額(6ヶ月に満たない場合は当社に支払った利用金額の総額)を上限とするものとする。但し、その原因が当社の故意または重過失のみによる場合、当社は契約者が被った通常の直接損害を賠償するものとする。
- 5 当社は、本規定に特別の規定がある場合を除き、いかなる場合にも、自己の責に帰すことのできない事由から生じた損害、予見の有無を問わず特別の事情から生じた損害、間接的損害、派生的損害、逸失利益並びにデータ及びプログラム等の無体物に生じた損害については、賠償責任を負わないものとする。

(通知)

第27条 本規定に基づく契約者、当社間の通知(故障申告及び故障回復通知を含む)は、以下各号いずれかの方法で行うこととする。

- (1) 相手方が予め書面で指定した電子メールアドレス宛に電子メールを送信して行う。この場合は、相手方が電子メールアドレスを管理するサーバに電子メールが正常に到達し相手方が受信した時をもって通知が完了したものとみなす。
- (2) 当社が契約者へ提供している管理者機能のトップ画面へメッセージを提示することにより、通知したものとみなす。
- (3) 当社のウェブサイトにて公開することにより、通知したものとみなす。

(権利義務の譲渡制限)

第28条 契約者及び当社は、相手方の書面による事前承諾を得ることなく、契約上の権利又は義務の全部又は一部を第三者に貸与し、譲渡し又は担保提供等できないものとする。

(紛争の解決)

第29条 本規定の条項又は規定に定めのない事項について紛議等が生じた場合、双方誠意をもって協議し、できる限り円満に解決するものとする。

- 2 契約に関する準拠法は、日本国法とする。
- 3 契約に関する紛争は東京地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

【附則(平成19年5月2日NI700120号)】

- 1 この改訂規定は、平成19年6月1日から実施する。

【附則(平成19年9月30日NI700846号)】

- 1 この改訂規定は平成19年10月1日から実施する。
- 2 平成19年10月1日から平成19年12月21日までの間に、本サービスの申込をした場合、本サービスの初期設定料金を無料、および利用開始月からの導入月を含む2料金月について月額基本料金・統計情報・削除データ復活の利用料金を無料とする。ただし、第6条の規定のとおり、当社が申込を承諾しない場合はこの限りではない。当該無料期間終了後、本規約の料金表を適用する。
- 3 平成19年10月1日から平成19年12月21日までの間に、本サービスを使用中の契約者が、削除データ復活・統計情報の申込をした場合、本サービスの品目変更料金を無料とする。ただし、第6条の規定のとおり、当社が申込を承諾しない場合はこの限りではない。当該期間終了後、本規約の料金表を適用する。
- 4 本附則の2項に規定する料金は、2料金月を超えての適用はしないものとする。
- 5 この改正規約実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとする。
- 6 この改正規約実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとする。

【附則（平成20年9月30日NI800815号）】

- 1 この改訂規定は、平成20年10月16日から実施する。

【附則（平成21年2月16日NI801867-1号）】

- 1 この改訂規定は、平成21年3月1日から実施する。
- 2 平成21年3月2日から平成21年3月31日までの間に、月額利用料8,500円(税込み8,925円)以上の他社有料企業向けオンラインストレージサービスと契約中であることの証とともに新規に本サービスの申込をし、平成21年4月1日から平成21年4月10日までに開通した場合、本サービスの初期設定料金を無料とする。ただし、第6条の規定のとおり、当社が申込を承諾しない場合はこの限りではない。当該期間終了後、本規約の料金表を適用する。
- 3 平成21年3月2日から平成21年3月31日までの間に、月額利用料8,500円(税込み8,925円)以上の他社有料企業向けオンラインストレージサービスと契約中であることの証とともに本サービスのBizストレージ ファイルシェアと削除データ復活の同時申込をし、平成21年4月1日から平成21年4月10日までに開通した場合、平成21年5月から平成22年3月までの、Bizストレージ ファイルシェアと削除データ復活の月額利用料金を8,500円(税込み8,925円)とする。ただし、第6条の規定のとおり、当社が申込を承諾しない場合はこの限りではない。申込より平成22年3月までの間に品目変更を行った場合、品目変更後の利用料金は本規約の料金表を適用する。平成22年4月以降の月額利用料金は、本規約の料金表を適用する。
- 4 この改正規約実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとする。
- 5 この改正規約実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとする。

【附則（平成23年12月28日ACア100768号）】

- 1 この改訂規定は、平成24年1月4日から実施する。
- 2 平成24年1月4日から平成24年3月31日までの間に、当社が指定する申込書によって本サービス利用の申込みがあった場合であって、当社がその申込みを承諾し、その利用の開始が平成24年4月13日までに行われるときは、基本仕様書に定める本サービスの初期設定料金を適用しないものとする。ただし、第6条の規定のとおり、当社が申込みを承諾しない場合はこの限りではない。
- 3 本附則2項に基づき成立した本サービスに係る契約に加え、平成24年1月4日から平成25年3月31日までの間に、当社が指定する申込書によって本サービス利用の申込みがあった場合であって、当社がその申込みを承諾し、その利用の開始が平成25年4月12日までに行われるときは、基本仕様書に定める本サービスの初期設定料金を適用しないものとする。ただし、第6条の規定のとおり、当社が申込みを承諾しない場合はこの限りでない。
- 4 本附則2項又は3項に定める申込みがあった場合において、平成24年1月4日から平成25年3月31日までの間に、当社が指定する申込書によって第9条に基づく契約品目の変更（本附則2項又は3項に基づき当社が提供する本サービスに係る契約品目の変更であって、基本仕様書に定める有料オプション（統計情報に限る。以下同じとする。）の追加に限る。）の請求があった場合で、当社がその請求を承諾し、その利用の開始が平成25年4月12日までに行われるときは、基本仕様書に定める本サービスの統計情報の利用料金を適用しないものとする。ただし、第6条の規定のとおり、当社が申込を承諾しない場合はこの限りではない。
- 5 本附則2項、3項又は4項に基づき当社が提供する本サービスの最低利用期間（以下、「特定最低利用期間」という。）は、そのサービス開通日から起算して2年間とする。
- 6 前項に定める特定最低利用期間内に契約者の事情により契約が解約された場合、契約者は初期設定料金を消費税相当額を加えた額を、当社が定める期日までに支払うこととする。なお、本サービスの最低利用期間は第8条に規定のとおりとする。
- 7 この改正規約実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとする。
- 8 この改正規約実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとする。

【附則（平成24年3月20日ACア101435号）】

- 1 この改訂規定は、平成24年4月3日から実施する。
- 2 この改正規約実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとする。
- 3 この改正規約実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとする。

【附則（平成24年9月26日ACア200950号）】

- 1 この改訂規定は平成24年10月1日から実施する。
- 2 平成24年10月1日から平成24年12月28日までの間に、本サービスの申込をし、平成25年1月18日までにサービス開通した場合、本サービスの初期設定料金を無料とする。ただし、第6条の規定のとおり、当社が申込を承諾しない場合はこの限りではない。当該無料期間終了後、本規約の料金表を適用する。
- 3 この改正規約実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとする。

【附則（平成24年11月15日ACア201252号）】

- 1 この改訂規定は、平成24年11月15日から実施する。

【附則（平成25年7月16日ACサ300477号）】

- 1 この改訂規定は、平成25年7月22日から実施する。

【附則（平成25年11月29日ACサ300922号）】

- 1 この改訂規定は、平成25年11月29日から実施する。

【附則（平成26年3月11日AC企300165号）】

- 1 この改訂規定は、平成26年4月1日から実施する。

【附則（平成26年3月20日ACサ301556号）】

- 1 この改訂規定は、平成26年4月1日から実施する。

【附則（平成26年8月18日ACサ400701号）】

- 1 この改訂規定は、平成26年9月1日から実施する。

【附則（平成27年9月1日ACサ500569号）】

- 1 この改訂規定は、平成27年9月1日から実施する。

【附則（平成29年2月16日ACサ147645号）】

- 1 この改訂規定は、平成29年3月31日から実施する。
- 2 この改訂規定実施の際現に、当社の契約約款等に基づき締結している次表の左欄の契約は、この改定規定実施の日において、同表の右欄の契約に移行したものとす。

「NTTコムストア（すぐ使えるビジネス向けアプリ）サービス 利用規約」 「Bizストレージ eフォルダー」	「Bizストレージ ファイルシェア契約規定」 「Bizストレージ ファイルシェア eフォルダーオプションメニュー」
---	--

- 3 本附則2項に基づき移行した契約については、この改定規定実施の日の翌日より、本規定及び基本仕様書「Bizストレージ ファイルシェア eフォルダーオプションメニュー」に定める契約条件により本サービスを提供するものとする。
- 4 本附則2項に基づき移行した契約については、本規定第8条の規定を適用しないものとする。
- 5 本附則2項に基づき移行した契約については、基本仕様書「Bizストレージ ファイルシェア eフォルダーオプションメニュー」第2号に定める長期割引に係る期間計算においては、移行前の利用期間を算入するものとし、当該種別に応じた割引率を継続して適用するものとする。
- 6 この改訂規定実施前に、当社の契約約款等に基づき支払い又は支払わなければならなかった料金その他の債務については、なお従前のおりとする。
- 7 前項の規定にかかわらず、本附則2項に基づき移行した契約については、経過措置として当社は、この改訂規定実施の日が属する月の翌月に係る契約者の料金を請求しないものとする。
- 8 この改訂規定実施前のその事由が生じた本サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のおりとする。

【附則（平成29年9月12日ACサ237362号）】

- 1 この改訂規定は、平成29年9月26日から実施する。

【附則（平成31年3月29日ACサ00479564号）】

- 1 この改訂規定は、平成31年4月9日から実施する。

（平成31年4月9日）